

いじめの解決に向けた指導はどのようにすればよいですか。

※ 全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底し、形式的・儀礼的な仲直りはさせないようにする。また、いじめている子ども、いじめられている子ども双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、双方の家庭の協力を求める。

対 応 の 在 り 方

いじめられた子どもへの対応

- 1 いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭等誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- 2 決して一人で悩まず、必ず親や教師の誰かに相談すべきことを十分指導する。
- 3 いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくり子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- 4 子どもの長所を積極的に見付け、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通してやる気を起こさせ自信をもたせる。
- 5 いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の、弾力的な運用を図る。
- 6 仲直りをして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細かに継続して見守る。



いじめた子どもへの対応

- 1 いじめられた児童生徒の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個別のかかわりを継続する。
- 2 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聞き、実態をできるだけ正確に把握する。
- 3 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面にでていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- 4 いじめた子どもがどんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられる

ので、何がいじめであるかを分からせる。

- 5 いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- 6 いじめが解決したと見られる場合でも教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。
- 7 十分な指導をしたにもかかわらず、なおいじめが継続する場合には、いじめられている子どもを守るために、いじめる子どもに対する出席停止や警察等の協力を得た厳しい対応策をとる。また、出席停止措置を講じた子どもには、立ち直りのための個に応じた指導を工夫する。
- 8 別の場面では、いじめの被害者である場合がある。その行為に及んだ背景の理解に努める。

いじめられた子どもの保護者への対応

- 1 いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心掛ける。
- 2 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急にもつ。その際、不安や動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分に伝える。
- 3 いじめについて、学校の把握している実態や経緯等を隠さず保護者に伝える。
- 4 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じて個別の面接や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- 5 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認められることを伝える。
- 6 家庭においても子どもの様子に十分注意をしてもらい、子どものどんな小さい変化についても学校に連絡してもらうように要請する。



いじめた子どもの保護者への対応

- 1 責めるのではなく、冷静にいじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
- 2 教師が仲介役になり指導の方針を説明し、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- 3 いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうように要請する。
- 4 子どもの変容を図るために、子どもとの今後のかかわり方や家庭教育の見直し等について本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。